

浜松市弔慰基準

<2020/4/1>

区分 1	職名	主担当課		情報取得課	打電対応課	本人				親族 3 弔電	備考
		秘書課	他			弔電	生花 2	香料	盆供 2		
職員	一般職員			該当職員所属課	秘書課		10,000		○ メッセージ		
	特別職員			該当職員所属課	秘書課		10,000		○ メッセージ		市長・副市長・教育長・水道事業及び下水道事業管理者
	幼稚園関係職員			幼児教育・保育課	秘書課		10,000		○ メッセージ		
	市立高校関係職員 小中学校関係職員 指導主事(併任園長含む)			教職員課	教職員課		10,000		○ メッセージ		教育長対応
	会計年度任用職員及び再任用職員など			該当職員所属課	秘書課		10,000				教育委員会併任園長除く
表彰者	新市表彰受賞者			秘書課	秘書課		15,000	○ 10000	○ メッセージ 生花		秋の会会員は、秋の会からも弔電及び香料(10,000円)の対応。
	旧市町村表彰受賞者			秘書課 区振興課 協働センター	秘書課		15,000		○ メッセージ		職員(一級職)水平勤務表彰者は除く。 旧浜松市市勢功労者で秋の会会員は、秋の会からも弔電及び香料(10,000円)の対応。
公選職	市議会議員			議会総務課	秘書課		15,000	○ 10000	○ メッセージ 生花		
	元市町村長			秘書課 区振興課 協働センター	秘書課		15,000	○ 10000	○ メッセージ 生花		
	元市町村議会議員			秘書課 区振興課 協働センター	秘書課		15,000		○ メッセージ		元議員の対象は、3期以上又は栄典潜在候補者
行政委員	選挙管理委員			選挙管理委員会 事務局	秘書課			○ 5000	○ メッセージ		区選挙管理委員会委員を含む。
	監査委員			監査事務局	秘書課			○ 5000	○ メッセージ		
	教育委員			教育総務課	秘書課			○ 5000	○ メッセージ		
	人事委員			人事委員会事務局	秘書課			○ 5000	○ メッセージ		
	固定資産評価審査委員			税務総務課	秘書課			○ 5000	○ メッセージ		
	農業委員			農業委員会事務局	秘書課			○ 5000	○ メッセージ		
消防水防	消防団長			消防総務課	消防総務課			5000	○ メッセージ		消防長対応
	消防団員			消防総務課	消防総務課						消防長対応
	水防団長			河川課	秘書課			○ 5000	○ メッセージ		
	水防団員			河川課	秘書課						
各種委員等	附属機関委員			所管課	秘書課						法令又は条例設置のものに限る。
	民生・児童委員			福祉総務課 (各区社会福祉課)	秘書課						
	保護司			福祉総務課	秘書課						
	人権擁護委員			福祉総務課	秘書課						
	行政相談委員			市民生活課	秘書課						
その他	単位自治会長			市民協働・地域政策課	市民協働・地域政策課			○ 5000			
	元単位自治会長 (市自治連特別会員ののみ)			市民協働・地域政策課	市民協働・地域政策課						特別会員 = ・連続5年以上または通算7年以上在職者 ・連合会役員として3年以上在職者 (いずれの場合も退職時から5年間に限る)
	市内男女最高齢者			各区区民生課 協働センター 4	高齢者福祉課 5						

上記記載以外の対象者についてはその都度対応を判断する。

○は秘書課対応、 は打電対応課が対応。

1 職が重複する場合はより厚遇の職を選択する。

2 供物(生花)の手配は秘書課が行う。

3 「親族」の範囲は「配偶者・実父母・養父母・実子・養子」とする。(同居・別居を問わない。)ただし、区分が職員の場合において、養父・養母が亡くなった場合で本人が喪主の場合は対応する。

4 春野、佐久間地区のみ。

5 100歳以上の高齢者に対する弔電対応は、市内男女最高齢者を除き廃止する。